ロ　対象保育施設の運営を開始した日から起算して五年を経過する日までの間（(1)及び(2)において「指定期間」という。）において、次の(1)及び(2)に掲げる事業主又は事業主団体の区分に応じて、それぞれ当該(1)及び(2)に掲げる額

(1)　前号に該当する事業主又は事業主団体（(2)に掲げる者を除く。）　次のi又はiiに掲げる額のいずれか少ない額

i　対象保育施設の運営に要した費用について、指定期間の各年において要した費用の額から当該施設の定員の総数（その総数が十人を超える場合にあつては、十人。(2)において同じ。）に当該施設の運営月数を乗じて得た数に一万円を乗じて得た額を控除した額（千三百六十万円（安静室を設け看護師を置いて運営する場合は、千五百二十五万円。以下このiにおいて「限度額」という。）を超える場合にあつては、限度額）

ii　対象保育施設の現員（現員が定員を超える場合にあつては、定員。(2)において同じ。）に一人当たり三十四万円を乗じて得た額（安静室を設け看護師を置いて運営する場合は、当該乗じて得た額に百六十五万円を加えた額）

(2)　前号に該当する中小企業事業主等　次のi又はiiに掲げる額のいずれか少ない額

i　対象保育施設の運営に要した費用について、指定期間の各年において要した費用の額から当該施設の定員の総数に当該施設の運営月数を乗じて得た数に五千円を乗じて得た額を控除した額（千八百万円（安静室を設け看護師を置いて運営する場合は、千九百六十五万円。以下このiにおいて「限度額」という。）を超える場合にあつては、限度額）

ii　対象保育施設の現員に一人当たり四十五万円を乗じて得た額（安静室を設け看護師を置いて運営する場合は、当該乗じて得た額に百六十五万円を加えた額）

第百十六条第三項を同条第二項とする。

第百十六条第四項第一号ロ(2)中「講じており、かつ、育児休業制度等職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のために、その雇用する被保険者に対し研修等を実施した」を「講じている」に改め、同号ロ(3)及び同号ハ(3)を削り、同項第二号イ中「十五万円」を「三十万円」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　前項第一号イに規定する中小企業事業主が、同号イ(1)に該当する被保険者について、同号イに該当することにより中小企業両立支援助成金の支給を受け、かつ、当該被保険者が期間を定めて雇用する被保険者である場合にあつては、当該中小企業事業主に対しては、同項第二号イに定める額に加え、十万円を支給するものとする。

第百十六条第五項中「前項第一号ハ」を「第三項第一号ハ」に改める。

第百十八条第一項中「中小企業労働環境向上助成金」を「職場定着支援助成金」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「中小企業労働環境向上助成金」を「職場定着支援助成金」に、「中小企業事業主」を「事業主」に改め、同項第一号中「中小企業事業主」を「事業主」に改め、同号ロ(1)に次のように加える。

(iv)　キャリア形成上の課題及び職場における問題の解決を支援するための措置

第百十八条第二項第一号ロ(2)中「このロ」を「この号及び次項」に改め、同号ロ(3)を削り、同号ロ(4)中「あつて基準期間」を「あつて雇用管理制度整備計画の期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する職場定着支援助成金（雇用管理制度の整備についての助成に係るものに限る。）の受給についての申請書を提出するまでの間（以下この(3)において「基準期間」という。）」に改め、同号ロ中(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、同号ハ(4)を削り、同号ハ(5)中「あつて基準期間」を「あつて導入・運用計画の期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する職場定着支援助成金の受給についての申請書を提出するまでの間（以下この(4)において「基準期間」という。）」に改め、同号ハ中(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、同項第二号中「又は中小企業事業主」を「又は事業主」に改め、同号ロ中「中小企業事業主」を「事業主」に、「(3)まで」を「(4)まで」に改め、同号ロ(1)中「四十万円」を「十万円」に改め、同号ロ(2)及び(3)中「三十万円」を「十万円」に改め、同号ロに次のように加える。

(4)　前号ロ(1)(iv)の措置を実施し、かつ、当該措置の適用を受ける労働者が生じた場合　十万円

3　前項第一号ロに規定する事業主が、同号ロに該当することにより職場定着支援助成金の支給を受け、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合にあつては、当該事業主に対し、六十万円を支給するものとする。

一　雇用管理制度整備計画の期間の末日の翌日から起算して一年を経過する日までの期間における当該雇用管理制度の整備に係る事業所における離職者の数を当該雇用管理制度整備計画の期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、当該事業所の労働者数に応じて職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。

二　当該雇用管理制度の整備に係る事業所に雇用されていた者であつて雇用管理制度整備計画の期間の末日の翌日から都道府県労働局長に対する職場定着支援助成金（前号に規定する目標値の達成についての助成に係るものに限る。）の受給についての申請書を提出するまでの間（以下この号において「基準期間」という。）に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

第百十八条の二第一項第一号中「通常の労働者（」の下に「派遣労働者（労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）、勤務地限定正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつて、勤務地が同一の事業所に雇用される通常の労働者の勤務地に比し限定され、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいい、派遣労働者を除く。以下この号において同じ。）、職務限定正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつて、職務が同一の事業所に雇用される通常の労働者の職務に比し限定され、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいい、派遣労働者を除く。以下この号において同じ。）及び短時間正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつて、」を加え、「短い労働者又は派遣労働者（労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）のうち、期間の定めのない労働契約を締結する労働者であつて」を「短く、かつ、」に、「受けるものを含む」を「受けるものをいい、派遣労働者を除く。以下この号において同じ」に改め、同号ハ(1)中「就業規則」の下に「その他これに準ずるもの」を加え、同号ハ(1)(i)へ中「（通常の労働者と同等の待遇を受けているものを除く。）」を削り、同号ハ(1)(ii)を次のように改める。

(ii)　次のいずれかに該当する措置

(イ)　労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その雇用する有期契約労働者等の勤務地限定正社員若しくは職務限定正社員への転換又はその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の勤務地限定正社員若しくは職務限定正社員としての雇入れを実施するための制度の整備

(ロ)　その雇用する有期契約労働者等の勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換

(ハ)　その指揮命令の下に労働させる派遣労働者の勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員としての雇入れ

(ニ)　その雇用する通常の労働者の短時間正社員への転換又は新たな短時間正社員の雇入れ（その指揮命令の下に労働させる派遣労働者の短時間正社員としての雇入れを除く。）

第百十八条の二第一項第一号ハ(2)中「全ての」の下に「又は合理的に区分された」を加え、同項第二号ロ中「対象者一人につき十五万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、二十万円）」を「次の(1)又は(2)に定める額」に改め、同号ロに次のように加える。

(1)　前号ハ(1)(ii)(イ)の措置を講じ、かつ、一の事業所につき、当該措置の適用を受けた労働者が一人以上生じた事業主　一の事業所につき三十万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、四十万円）

(2)　前号ハ(1)(ii)(ロ)から(ニ)までの措置を講じた事業主　対象者一人につき十五万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、二十万円）